

## 電子入札による指名競争入札にあたっての注意事項等

### 1 入札及び提出資料等

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、城里町政治倫理条例、城里町財務規則等の契約関係条項を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札書は、システムにより提出すること。
- (4) 入札者は、消費税にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 建設工事は、指名競争入札についても内訳書の提出が義務化された（入札契約適正化法の改正に基づく）ため、画像又はテキストデータ（tif, jpg, txt等）で、作成し提出すること。

※ 電子入札システムに添付できるファイルに制限がありますので、ご注意ください。

なお、ファイルの作成方法については、いばらき電子入札トップページ「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」に公開されていますので、ご確認ください。

- (6) 内訳書は、数量、単価、金額等を明らかにしたものとする。
- (7) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める。
- (10) 入札結果の連絡は、参加者に対し、システムにより通知する。
- (11) 次に掲げる入札については、無効とする。
  - ① 入札について、不正行為があったとき。
  - ② 有効な電子証明書を取得していない者が入札をしたとき。
  - ③ 入札資料等に虚偽の記載をしたとき。
  - ④ 町長の承諾を得ず紙入札をしたとき。
  - ⑤ 電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
  - ⑥ その他城里町財務規則等で定める入札の条件に違反したとき。
- (12) 入札辞退は自由とし、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。なお、入札の辞退は、システムにより行うこと。

### 2 設計図書等

- (1) 設計図書等は、城里町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 止むを得ない事情によりダウンロードが出来ない場合等については貸与をする。ただし、CD-R媒体とする。
- (3) 設計図書に対する質問がある場合は、入札通知書の送付日（送付日を含め）から5日以内（土日祝日等を除く）までに、FAX又はE-mailにより行うものとする。

FAX 番号：029-288-2065

E-mail：keiyaku@town.shirosato.lg.jp

城里町役場 財務課 管財G

回答は随時FAX又はE-mailにより行う。

- (3) 現場説明会は、行わない。

### 3 電子入札システムによる工事入札通知書の受領確認

工事入札通知書を受領したときは、必ず「入札通知書受領確認通知書」をシステムにより提出すること。

### 4 落札者の決定

- (1) 原則として、有効な入札を行った入札者のうち、予定価格の範囲内、かつ最低価格で入札した入札者を落札候補者とします。

- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、システムのくじにより落札候補者を決定する。
- (3) 建設工事の落札候補者は、下記書類をファクシミリ等で提出し審査を受けなければならない。なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の次順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。
- ① 提出書類 ア 最新の経営事項審査結果通知書写し イ 技術者等配置予定表（様式第5号）  
ウ 技術者及び現場代理人の健康保険証または健康保険・厚生年金保険被保険者基準報酬決定通知書と雇用保険の写し エ 技術者の資格者証等の写し
- ② 提出期限 入札（開札）日の翌日（土日祝日等の場合には翌開庁日）の正午までとする。  
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、契約金額の100分の10以上の金額を納付する。ただし、城里町財務規則第138条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除とする。（役務的保証を求める場合は、保証金額が請負代金の10分の3以上の金額となっている公共工事履行保証契約を締結すること。）

## 6 支払条件

下記の支払条件は、請負代金の額が500万円以上の場合にのみ該当とする。

- (1) 建設工事
- ① 前金払については、城里町財務規則第151条の規定により請求することができる。なお、請求金額は、請負金額の4割以内とする。
- ② 中間前金払については、城里町財務規則第151条の2の規定により請求することができる。
- ③ 部分払においては、城里町財務規則第152条の規定により請求することができる。
- (2) 建設関係コンサルタント業務（測量、調査及び設計業務等）
- 前金払については、城里町財務規則第151条の規定により請求することができる。なお、請求金額は、請負金額の3割以内とする。

## 7 その他

- (1) 入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書、工事請負契約書、現場等についての不明を理由として異議申し立てることが出来ない。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (3) 建設工事の配置予定技術者等は、申請人との間に3箇月以上の雇用関係があること（健康保険被保険者証の写しで確認する）。
- (4) 落札者は、落札決定後「CORINS」等により配置予定技術者等の専任義務違反の事実が確認された場合は、契約を解除する。ただし、病気等極めて特別な場合においては、当初の配置予定技術者等と同等以上の者を配置することにより変更することができる。
- (5) 提出された資料等は、返却しない。（公表・無断使用することはない）
- (6) やむを得ない事態が生じたときは入札執行を中止又は延期することがある。
- (7) 「CORINS」登録(500万円以上)及び解体工事に要する費用等については監督職員の確認後登録、作成すること。
- (8) この注意事項等に定めるほか、城里町財務規則、工事請負契約書その他本町の入札及び契約に関する必要な情報は、次の掲げる場所において閲覧することができる。

閲覧場所 城里町役場 財務課 管財G